

## 監査公表第 748 号

平成 29 年度財政援助団体等監査（事務）を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 1 日

京都市監査委員	津 田 大 三
同	中 野 洋 一
同	鶴 谷 隆
同	光 田 周 史

### 平成 29 年度財政援助団体等監査（事務）の結果

#### 第 1 監査の実施

京都市監査規程に基づき、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定による監査を実施した。その概要は、次のとおりである。

##### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（事務）

##### 2 監査の対象年度

平成28年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

##### 3 監査の実施期間

平成29年9月7日から平成30年4月23日まで

##### 4 監査の実施場所

監査事務局及び監査対象団体執務室等

##### 5 監査の着眼点

###### (1) 団体に関する監査

###### ア 出資団体監査

(ア) 設立目的に沿って事業が運営されているか。

(イ) 団体に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

###### イ 財政援助団体監査

補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

###### ウ 公の施設の指定管理者監査

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 所管課に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているか。

6 監査の主な実施内容

関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。

7 監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	(出資) (指定)
2 公益財団法人世界人権問題研究センター	(出資) (財援)
3 地方独立行政法人京都市産業技術研究所	(出資) (財援)
4 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	(財援) (随時)
5 社会福祉法人京都市育成の会	(指定)
6 公益財団法人京都市ユースサービス協会	(出資) (財援) (指定)
7 一般財団法人京都こども文化会館	(出資) (財援)
8 京都市民間児童福祉施設改善委員会	(財援)
9 公益社団法人京都市保育園連盟	(財援) (随時)
10 都総合管理株式会社	(指定)
11 公益財団法人京都市都市緑化協会	(出資) (指定)
12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団	(出資) (財援)

注 区分欄の表記は，(出資)は出資団体監査を，(財援)は財政援助団体監査を，(指定)は公の施設の指定管理者監査を，(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は，10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は，小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は，1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため，総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの，また，「-」は該当数値がないものを示す。
- 5 収支及び財産の状況は，当年度及び前年度の財務諸表に基づいて作成している。

## 第2 監査の結果

### 1 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

#### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 稲葉カヨ	設立年月日	平成5年5月24日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	男女の自立と社会のあらゆる分野の活動への対等な参画を促進するため、市民の主体的な活動を喚起しながら必要な事業を展開し、男女が個人として尊重され、その能力が発揮できる、男女共同参画の理念の息づく都市、京都の実現に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会（以下「男女共同参画推進協会」という。）の基本財産は5,000万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 男女共同参画に関する情報及び資料の収集、保存及び提供
- (イ) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究
- (ウ) 男女共同参画社会の実現を目指す取組の普及促進のための広報、啓発及び学習支援
- (エ) 男女共同参画に関する相談
- (オ) 男女共同参画に関する市民の活動の支援及び相互交流の促進
- (カ) 男女共同参画に関する施設の管理運営
- (キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	102,651	99,553	3,098
未収入金	2,270	1,234	1,036
前払金	44	45	△ 1
立替金	786	570	216
流動資産合計	105,752	101,404	4,348
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000	20,000	—
投資有価証券	30,000	30,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	54,493	55,788	△ 1,295
備品更新準備資金	8,457	3,603	4,853
20周年記念事業準備資金	—	3,127	△ 3,127
人材育成事業準備資金	2,769	2,117	651
図書情報室事業準備資金	1,500	—	1,500
ソフトウェア	—	478	△ 478
特定資産合計	67,220	65,115	2,104
(3) その他固定資産			
建物附属設備	2,242	2,610	△ 368
什器備品	1,377	2,096	△ 719
ソフトウェア	1,479	2,286	△ 807
電話加入権	1,580	1,580	—
出資金	10	10	—
保証金	5	5	—
その他固定資産合計	6,695	8,589	△ 1,894
固定資産合計	123,915	123,705	210
資産合計	229,668	225,109	4,558
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,303	15,340	△ 37
預り金	672	525	147
前受金	9,131	7,468	1,663
賞与引当金	5,093	4,804	289
流動負債合計	30,201	28,138	2,062
2. 固定負債			
退職給付引当金	62,365	61,839	526
固定負債合計	62,365	61,839	526
負債合計	92,567	89,978	2,588
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	50,000	50,478	△ 478
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(478)	(△ 478)
2. 一般正味財産	87,101	84,652	2,449
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(12,727)	(8,848)	(3,878)
正味財産合計	137,101	135,131	1,970
負債及び正味財産合計	229,668	225,109	4,558

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	268	289	△ 21
事業収益	213,373	215,245	△ 1,871
受取補助金等	478	2,248	△ 1,769
受取寄付金	30	192	△ 162
雑収益	2,140	1,951	189
経常収益計	216,291	219,926	△ 3,635
(2) 経常費用			
事業費	208,939	226,237	△ 17,297
管理費	4,120	4,829	△ 708
経常費用計	213,060	231,066	△ 18,006
当期経常増減額	3,231	△ 11,139	14,370
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
税引前当期経常増減額	3,231	△ 11,139	14,370
法人税等	782	—	782
当期一般正味財産増減額	2,449	△ 11,139	13,588
一般正味財産期首残高	84,652	95,791	△ 11,139
一般正味財産期末残高	87,101	84,652	2,449
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 478	△ 2,261	1,782
当期指定正味財産増減額	△ 478	△ 2,261	1,782
指定正味財産期首残高	50,478	52,739	△ 2,261
指定正味財産期末残高	50,000	50,478	△ 478
III 正味財産期末残高	137,101	135,131	1,970

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 規程の整備

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会経理規程（以下「男女共同参画推進協会経理規程」という。）をはじめとする各規程について、規程相互間の整合が取れていないものが見られた。

規程は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な規程整備を行うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (b) 契約事務

随意契約に係る事務について、次のような事例があった。

- ・ 男女共同参画推進協会経理規程上、随意契約ができる額を超える予定価格の契約において、競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記せず、随意契約を締結していた。
- ・ 権限を有する者が決定をしていなかった。

随意契約に係る事務については、男女共同参画推進協会を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、随意契約を行う必要がある場合は競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (c) 委託事業に係る収支報告

本市からの委託事業に係る業務完了報告書の決算状況について、実際の決算と乖離しているものがあった。

委託事業の実績報告に当たっては、事業の収支を適切に表した決算状況報告書を添付するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (d) 備品の管理

男女共同参画推進協会が所有する備品について、備品台帳を更新していな

かった。

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会経理規程施行細則に従い、適正に管理するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

### (3) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

男女共同参画推進協会は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市男女共同参画センター （愛称「ウィングス京都」）	京都市中京区東洞院 通六角下る御射山町 262番地	施設の管理運営	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課

#### イ 管理の状況

##### (ア) 事業の内容

- a 男女共同参画に関する活動のための施設の提供
- b 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- c 男女共同参画に関する講座、研修等の開催
- d 男女共同参画の推進に資する調査及び研究並びに人材育成
- e 男女共同参画に関する相談
- f 男女共同参画に関する活動を行うもの相互間の連携及び交流促進
- g 使用の許可に関すること
- h 使用料の徴収に関すること
- i 男女共同参画センターの維持管理に係る業務
- j 避難所の開設並びに妊産婦避難所の開設及び運営ほか災害等が発生した際に必要となる業務
- k その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者数 (人)	506,400	504,342	483,970	489,548	489,960
施設平均 利用率 (%)	89.9	91.5	90.2	90.1	89.3
図書情報室 利用者数 (人)	12,727	12,767	14,041	13,215	10,360

平成 28 年度の入館者数は、前年度とほぼ同数となり、施設平均利用率は、前年度と比べ 0.8 ポイントの減少となった。

図書情報室利用者数は、防水工事による閉室（1 箇月間）の影響等により、前年度と比べ 2,855 人（21.6%）の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 28 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	180,000	人件費	74,501
		事業費	50,356
		委託費	53,441
		小額修繕費	1,315
合 計	180,000	合 計	179,615

収支差額 384 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

公金収納に係る事務について、次のような事例があった。

- ・ 京都市男女共同参画センター条例（以下「男女共同参画センター条例」という。）によると、男女共同参画センターを使用する者は、原則として使用料を前納しなければならないとされているが、特別の理由なく使用後に徴収していた。



- ・ 京都市会計規則（以下「市会計規則」という。）に定められた領収調書を使用していなかった。
- ・ 収納金日計報告書及び収納金出納簿について、確認印として京都市公金収納受託者（以下「公金収納受託者」という。）の個人印を押印していなかった。

公金収納に係る事務を適正に行うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

#### b 所管課関係

##### (a) 開所時間及び付属設備の内容

男女共同参画センター条例等によると、相談室の開所時間及び付属設備の内容については、市長が定めることとされているが、定めていなかった。

男女共同参画センター条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

##### (b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき、本市から貸与している物品の返納について、指定管理者から書面による申請を受けずに、返納の手続を行っていた。

物品の貸与に関する事務を適正に行われたい。

## 2 公益財団法人世界人権問題研究センター

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 大谷 實	設立年月日	平成 6 年 11 月 22 日
事務所所在地	京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	平安建都 1200 年を記念して、京都の歴史と伝統、特に学術を始めとする文化の蓄積を基礎に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い、この問題についての広範な学問分野での交流や国内、国外の研究機関及び研究者との連携、交流を推進し、もって国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人世界人権問題研究センター(以下「研究センター」という。)の基本財産は 14 億 6,089 万円であり、6 億 5,000 万円(44.5%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進
- (イ) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供
- (ウ) 人権問題に関する研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等
- (エ) その他この法人の目的を達するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,625	19,594	△ 4,968
未収金	867	83	784
流動資産合計	15,493	19,678	△ 4,184
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,459,532	1,390,075	69,456
普通預金	1,364	70,764	△ 69,400
基本財産合計	1,460,896	1,460,839	56
(2) 特定資産			
運営基盤積立資産	19,000	20,000	△ 1,000
研究助成特定資産	3,150	800	2,350
特定資産合計	22,150	20,800	1,350
(3) その他固定資産			
敷金	6,000	6,000	—
その他固定資産合計	6,000	6,000	—
固定資産合計	1,489,046	1,487,639	1,406
資産合計	1,504,540	1,507,318	△ 2,777
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,972	3,418	1,553
預り金	384	409	△ 25
流動負債合計	5,356	3,828	1,528
負債合計	5,356	3,828	1,528
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	3,150	800	2,350
出捐金等	1,460,896	1,460,839	56
指定正味財産合計	1,464,046	1,461,639	2,406
(うち基本財産への充当額)	(1,460,896)	(1,460,839)	(56)
(うち特定資産への充当額)	(3,150)	(800)	(2,350)
2. 一般正味財産	35,136	41,850	△ 6,713
(うち特定資産への充当額)	(19,000)	(20,000)	(△ 1,000)
正味財産合計	1,499,183	1,503,489	△ 4,306
負債及び正味財産合計	1,504,540	1,507,318	△ 2,777

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	16,513	21,092	△ 4,578
特定資産運用益	7	6	1
受取会費	2,255	2,165	90
事業収益	3,268	2,563	705
受取補助金等	56,986	61,497	△ 4,511
受取寄付金	1,000	—	1,000
雑収益	281	301	△ 19
経常収益計	80,314	87,627	△ 7,313
(2) 経常費用			
事業費	59,825	58,263	1,562
管理費	27,201	27,356	△ 154
経常費用計	87,027	85,619	1,407
当期経常増減額	△ 6,713	2,007	△ 8,720
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△ 6,713	2,007	△ 8,720
一般正味財産期首残高	41,850	39,842	2,007
一般正味財産期末残高	35,136	41,850	△ 6,713
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	3,350	800	2,550
基本財産運用益	56	70	△ 13
一般正味財産への振替額	△ 1,000	—	△ 1,000
当期指定正味財産増減額	2,406	870	1,536
指定正味財産期首残高	1,461,639	1,460,769	870
指定正味財産期末残高	1,464,046	1,461,639	2,406
III 正味財産期末残高	1,499,183	1,503,489	△ 4,306

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 規程等の整備

事務の取扱いについて、次のように規程等が十分に整備されていないものがあった。

- ・ タクシーチケットの使用基準や取扱い等が定められていなかった。
- ・ 消耗品（郵券等）の取扱い等が定められていなかった。
- ・ 手許現金の保有限度額や支払対象経費が定められていなかった。

規程等の整備は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な整備を行うよう、研究センターに指導し、改められたい。

###### (b) 収納金の取扱い

現金の収納については、公益財団法人世界人権問題研究センター会計規程等に従い行う必要があるが、収納金を管理する帳簿が作成されておらず、日々の現金残高照合が適正に行われていなかった。

現金の残高確認については、研究センターを対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、公益財団法人世界人権問題研究センター会計規程等に従い適正に行うことを徹底するよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

###### (c) 会計伝票

会計伝票は、研究センターの主要帳簿とされており、金銭の出納は会計伝票に基づいて行なわなければならないが、次のような事例があった。

- ・ 入金について会計伝票を作成していなかった。
- ・ 会計伝票に基づかず出金しているものがあった。

金銭の出納については、会計伝票を作成したうえで適切に処理するよう、研究センターに指導し、改められたい。

###### (d) 財務諸表の作成

財務諸表の作成について、次のような事例があった。

- ・ 根拠なく郵券で収受した複写料金について、収益に計上していなかった。
- ・ 取得価格及び耐用年数から、固定資産に計上すべき物品について、固定資産に計上していなかった。

適正に財務諸表を作成するよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

(e) 予算の執行

予算の執行は、公益財団法人世界人権問題研究センター専決規程に従い、適切に決定を経たうえで行われなければならないが、予算の執行に係る決定を行っていないものがあった。

予算の執行に当たっては、適切な決定を経たうえで行うよう、研究センターに対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人世界人権問題研究センター補助金	30,251	人権問題に関する調査、研究及び国際的な学術交流を推進し、もって本市の人権問題に係る学術・研究の振興に寄与するため	研究センターが行う人権問題に関する調査、研究及び国際的な学術交流の推進等	予算の範囲内で市長が適当と認めた額	文化市民局 くらし安全推進部人権文化推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

- a 調査・研究事業について、研究6部門において共同研究及び個人研究を行った。
- b 研究センターの研究成果を広く社会に情報発信するため、「人権大学講座」や「人権問題シンポジウム」等を開催した。
- c 研究センターの活動状況を広報し、人権問題への関心や理解を深めるため、研究紀要や年報、季刊誌（小冊子「グローブ」）の刊行などを行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	30,251	事業費	59,825
京都府補助金	23,434	管理費	27,201
団体負担分	33,341		
合 計	87,027	合 計	87,027

注 この表は、研究センター全体の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の返還命令

京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助金等の交付額を決定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、決定した交付額を超える部分の補助金等の返還を命じるものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 概算払で支出した補助金について、補助金額の確定を行う前に補助金の返還を命じていた。
- ・ 返還命令に係る決定を行っていなかった。

補助金の返還については、補助金条例に基づき適正に命じるようにされた  
い。

### 3 地方独立行政法人京都市産業技術研究所

#### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 西本清一	設立年月日	平成 26 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市下京区中堂寺粟田町 91 番地 京都リサーチパーク 9 号館南棟		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産業技術研究所」という。）の資本金は 33 億 1,000 万円であり、全額を本市が出資している。

本市の所管は、産業観光局新産業振興室である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 産業技術研究所の設置及び管理
- (イ) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等の実施及びその成果の普及又は技術の移転
- (ウ) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援
- (エ) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供
- (オ) 上記に掲げる業務に附帯する業務



ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

当年度：平成29年3月31日現在  
前年度：平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(資産の部)			
I 固定資産			
有形固定資産			
建物	3,328,822	3,318,670	10,152
減価償却累計額	△ 424,367	△ 282,805	△ 141,562
機械装置	964,040	749,738	214,302
減価償却累計額	△ 489,864	△ 352,289	△ 137,575
工具器具備品	254,848	242,516	12,332
減価償却累計額	△ 202,738	△ 142,246	△ 60,492
美術品・収蔵品	34,200	34,200	—
有形固定資産合計	3,464,940	3,567,784	△ 102,844
無形固定資産			
ソフトウェア	24,609	30,822	△ 6,213
無形固定資産合計	24,609	30,822	△ 6,213
投資その他の資産			
投資有価証券	711,119	89,878	621,241
投資その他の資産合計	711,119	89,878	621,241
固定資産合計	4,200,669	3,688,485	512,184
II 流動資産			
現金及び預金	196,946	185,035	11,911
有価証券	—	10,022	△ 10,022
未収入金	216,861	86,795	130,066
未成研究支出金	566	561	5
前渡金	42	—	42
立替金	15	—	15
流動資産合計	414,432	282,415	132,017
資産合計	4,615,102	3,970,900	644,202
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	73,961	67,432	6,529
資産見返補助金等	231,203	136,404	94,799
資産見返物品受贈額	180,347	332,238	△ 151,891
長期寄附金債務	721,546	105,762	615,784
固定負債合計	1,207,058	641,837	565,221
II 流動負債			
運営費交付金債務	27,872	8,819	19,053
前受受託研究費等	7,416	3,770	3,646
未払金	273,221	140,610	132,611
未払消費税等	2,127	5,791	△ 3,664
預り金	16,061	16,238	△ 177
流動負債合計	326,700	175,229	151,471
負債合計	1,533,759	817,067	716,692
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金	3,310,000	3,310,000	—
資本金合計	3,310,000	3,310,000	—
II 資本剰余金			
資本剰余金	81,052	34,200	46,852
損益外減価償却費累計額	△ 422,580	△ 282,788	△ 139,792
資本剰余金合計	△ 341,527	△ 248,588	△ 92,939
III 利益剰余金			
目的積立金	35,092	53,411	△ 18,319
積立金	7,987	7,987	—
当期末処分利益	65,625	31,023	34,602
(うち当期総利益)	(65,625)	(31,023)	34,602
利益剰余金合計	108,705	92,421	16,284
IV その他有価証券評価差額金	4,165	—	4,165
純資産合計	3,081,343	3,153,833	△ 72,490
負債純資産合計	4,615,102	3,970,900	644,202

## (イ) 損益計算書

## 損益計算書

当年度：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで  
前年度：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
経常費用			
業務費			
業務部門人件費	574,724	467,646	107,078
研究・技術支援経費	446,754	476,189	△29,435
受託研究費	79,823	102,427	△22,604
受託事業費	96,751	23,476	73,275
一般管理費			
役員人件費	54,353	79,888	△25,535
管理部門人件費	101,674	101,721	△47
減価償却費	8,441	6,089	2,352
管理運営費	67,527	54,512	13,015
経常費用合計	1,430,049	1,311,952	118,097
経常収益			
運営費交付金収益	1,007,626	930,880	76,746
使用料収益			
機械装置使用料	198	213	△15
施設使用料	362	216	146
手数料収益			
試験分析手数料	24,337	20,889	3,448
技術指導手数料	5,905	6,716	△811
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託	97,920	70,318	27,602
国又は地方公共団体以外の団体からの受託	19,719	34,234	△14,515
受託事業収益			
国又は地方公共団体からの受託	102,999	25,349	77,650
寄附金収益	12,890	2,999	9,891
補助金等収益	5,148	9,622	△4,474
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	13,193	3,376	9,817
資産見返補助金等戻入	26,176	15,833	10,343
資産見返物品受贈額戻入	151,891	198,689	△46,798
財務収益			
受取利息	7	617	△610
雑益			
財産売却収益	5,020	4,167	853
受講料等収益	11,473	13,641	△2,168
その他雑収益	8,316	5,208	3,108
経常収益合計	1,493,187	1,342,975	150,212
経常利益	63,137	31,023	32,114
当期純利益	63,137	31,023	32,114
目的積立金取崩額	2,488	—	2,488
当期総利益	65,625	31,023	34,602

## (ウ) キャッシュ・フロー計算書

## キャッシュ・フロー計算書

当年度：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

前年度：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 371,708	△ 315,306	△ 56,402
人件費支出	△ 704,827	△ 767,425	62,598
その他の業務支出	△ 75,732	△ 43,348	△ 32,384
運営費交付金収入	1,046,402	999,081	47,321
使用料収入	561	429	132
手数料収入	30,186	27,128	3,058
受託研究等収入	126,181	100,353	25,828
受託事業等収入	46,406	—	46,406
寄附金収入	9,990	1,630	8,360
補助金等収入	47,905	116,744	△ 68,839
その他の収入	24,405	22,186	2,219
預り金の増減	△ 177	△ 128	△ 49
小計	179,592	141,344	38,248
利息及び配当金の受取額	1,637	617	1,020
業務活動によるキャッシュ・フロー	181,229	141,961	39,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出	—	△ 450,000	450,000
定期預金の払戻しによる収入	—	450,000	△ 450,000
有価証券の償還による収入	10,000	—	10,000
有形固定資産の取得による支出	△ 157,308	△ 152,248	△ 5,060
無形固定資産の取得による支出	△ 22,010	—	△ 22,010
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,318	△ 152,248	△ 17,070
III 資金増加額	11,911	△ 10,286	22,197
V 資金期首残高	185,035	195,322	△ 10,287
VI 資金期末残高	196,946	185,035	11,911

## (エ) 利益の処分にに関する書類

## 利益の処分にに関する書類

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 当期末処分利益		65,625
当期総利益	65,625	
II 利益処分類		
地方独立行政法人法第40条第3項の規定により 京都市長の承認を受けようとする額		
研究開発及びその研究成果の普及、活用並びに企業 支援の質の向上と組織運営改善目的積立金	65,625	65,625

## (オ) 行政サービス実施コスト計算書

## 行政サービス実施コスト計算書

当年度：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

前年度：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	1,198,053	1,069,740	128,313
一般管理費	231,996	242,212	△ 10,216
(2) (控除) 自己収入等			
使用料収益	△ 561	△ 429	△ 132
手数料収益	△ 30,242	△ 27,606	△ 2,636
受託研究等収益	△ 117,639	△ 104,552	△ 13,087
受託事業収益	△ 102,999	△ 25,349	△ 77,650
寄附金収益	△ 12,890	△ 2,999	△ 9,891
財務収益	△ 7	△ 617	610
雑益	△ 24,810	△ 23,017	△ 1,793
業務費用合計	1,140,898	1,127,379	13,519
II 損益外減価償却相当額	139,792	141,031	△ 1,239
III 引当外賞与増加(△減少)見積額	1,109	6,166	△ 5,057
IV 引当外退職給付増加(△減少)見積額	△ 84,659	3,959	△ 88,618
IV 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	1,944	—	1,944
IV 行政サービス実施コスト	1,199,086	1,278,536	△ 79,450

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

##### (a) 規程等の整備

規程等について、次のような事例があった。

- ・ 産業技術研究所の会計事務については、地方独立行政法人京都市産業技術研究所会計規程（以下「産業技術研究所会計規程」という。）等に基づき行っているが、経費支出における事前の決定行為について、定めていなかった。
- ・ 地方独立行政法人京都市産業技術研究所契約規程によると、検査を完了した場合には、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならないとされているが、別に定めることなく、検査調書を作成していなかった。
- ・ 地方独立行政法人京都市産業技術研究所資金管理細則によると、資金運用方法の選択などについて、別に基準を定めるとされているが、定めることなく、資金を運用していた。
- ・ タクシーチケットの使用、報告等に関する具体的な取扱いを定めた規程等を整備していなかった。

規程等は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な整備を行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

##### (b) 予算の執行管理

産業技術研究所会計規程によると、理事長は必要と認める場合には、予算を補正することができることとされているが、予算の補正手続を経ずに予算を超えて経費を支出していた。

産業技術研究所会計規程に従い、適正な予算の執行管理を行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

##### (c) 資金管理計画の作成

産業技術研究所会計規程等によると、会計責任者は資金管理計画を作成しなければならないとされているが、資金管理計画を作成していなかった。

産業技術研究所会計規程等に従い、適正な資金管理を行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

(d) 現金の取扱い

産業技術研究所会計規程によると、出納責任者は現金出納帳と現金の手許有高を毎日照合しなければならないとされているが、窓口で販売したテキスト代金の一部を現金出納帳に記帳していなかったため、現金出納帳の残高と現金の手許有高が一致していないものがあつた。

産業技術研究所会計規程に従い、適正な現金の管理を行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

(e) 立替払の取扱い

産業技術研究所会計規程等によると、立替払は、業務上やむを得ない場合に、別に定めるところによるとされているが、立替払ができない経費について、立替払で支出していたものがあつた。

立替払については厳格な取扱いをするよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

(f) つり銭資金の出納及び管理

地方独立行政法人京都市産業技術研究所つり銭資金取扱要綱によると、出納員は、つり銭資金保管簿を備え、毎日、翌日に繰り越すつり銭資金の手許有高を記載しなければならないとされているが、つり銭資金保管簿を作成せず、現金出納帳に現金とつり銭資金の手許有高を合算して記載していた。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所つり銭資金取扱要綱に従い、適正なつり銭資金の管理を行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

(g) 契約事務

物品等の調達について、契約の決定を行わずに契約を締結し、経費を支出していたものがあつた。

物品等の調達は、事前の契約の決定を経て適切に行うよう、産業技術研究所に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 地方独立 行政法人京 都市産業技 術研究所施 設整備費補 助金	60,000	市内でものづく りを担う中小企 業等への効果的 な技術支援を通 じた本市の産業 の活性化と発展 を図るため	産業技術研究 所が研究開 発、技術指導 等に使用する 設備機器	対象経費のう ち、国等の補 助金を除き、 予算の範囲内 で市長が必要 と認める額	産業観光局 新産業振興 室
(イ) 地域産学 官共同研究 拠点改修事 業補助金	9,833		地域産学官共 同研究拠点事 業に使用する 設備機器		
(ウ) 地方独立 行政法人京 都市産業技 術研究所運 営費交付金	1,046,402	産業技術研究所 の業務の財源に 充てるため	産業技術研究 所の運営に要 する経費	予算の範囲内 で対象事業に 要する経費	
合 計	1,116,235				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金

a 事業の状況

産業技術研究所が研究開発、技術指導等に使用する設備機器の整備を行っ  
た。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	60,000	施設整備費	60,000

(イ) 地域産学官共同研究拠点改修事業補助金

a 事業の状況

地域産学官共同研究拠点事業で使用する設備機器の整備を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	9,833	施設整備費	9,833

(ウ) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金

a 事業の状況

産業技術研究所の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	1,046,402	研究業務費等	923,402
		人件費（退職金）	100,947
		100周年記念事業費	3,000
合 計	1,046,402	合 計	1,027,349

収支差額 19,053 千円は資産見返運営費交付金として、貸借対照表の固定負債に計上

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の支出

本市から産業技術研究所に業務を委託している地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）で使用する研究機器を本市から産業技術研究所に貸与しているが、この研究機器の機能向上に要する費用について、本市が直接支出すべきところ、地域産学官共同研究拠点改修事業補助金として産業技術研究所に交付し、執行していた。

補助金の支出については、適正な事務を行うよう改められたい。



#### 4 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

##### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 村田純一	設立年月日	平成 19 年 1 月 9 日
事務所所在地	京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町 240 番地 京都商工会議所ビル 5 階		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	文化・芸術の普及向上に努めるとともに、日本を代表する国際会議開催地としての京都の地位の更なる向上に向け、国内外のコンベンション誘致及び賓客等の入洛を促すことにより、京都文化を広く世界に発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与することを目的とする。		

##### (2) 財政援助団体監査

###### ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金	142,767	国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高めるとともに、幅広い外国賓客等の更なる京都訪問を促し、活力あふれる新たな京都の創造に寄与するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M I C E の誘致促進、賓客等の招聘促進及びそのための広告宣伝</li> <li>・ M I C E 及び賓客等の受入体制の整備促進</li> <li>・ 国際観光客の誘致促進及びそのための広告宣伝</li> <li>・ 国際観光客の受入体制の整備促進</li> <li>・ 上記の実施のために行う管理運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件費のうち、府補助金その他の収入を除いた額以内の額で、市長が必要と認めた額</li> <li>・ 人件費については、市長が必要と認めた額</li> </ul>	産業観光局 観光 M I C E 推進室
(イ) 24 時間多言語コールセンター事業負担金（京都市負担分）	690	外国人観光客の安心・安全な滞在をサポートする宿泊施設等を対象とした 24 時間の多言語コールセンターの運営	宿泊施設向け 24 時間多言語コールセンター事業	本市費用分担割合 34.8%	
合 計	143,457				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金

a コンベンション推進事業費等

(a) 事業の状況

コンベンション推進事業及び海外観光宣伝事業を実施した。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	57,167	コンベンション推進事業費	34,520
		海外観光宣伝事業費	23,000
合 計	57,167	合 計	57,520

収支差額 △353 千円

b MICE誘致強化事業費

(a) 事業の状況

MICE誘致に対する助成を行った。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	34,600	助成金	33,153
		事務費	1,446
合 計	34,600	合 計	34,600

c コンベンションビューロー強化事業費

(a) 事業の状況

MICE推進体制の強化を図った。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	18,000	人件費	20,470

収支差額 △2,470 千円

d 外国人観光客の買物環境向上事業費

(a) 事業の状況

外国人観光客の買物環境向上事業を実施した。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	17,000	人件費	10,009
研修受講料	441	事業費	9,057
		事務費	922
合 計	17,441	合 計	19,989

収支差額 △2,548 千円

e 京都コンテンツの海外向け情報発信の強化事業費

(a) 事業の状況

京都コンテンツの海外向け情報発信を行った。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	9,000	事業費	9,000

f 京都市認定通訳ガイドの活躍支援事業費

(a) 事業の状況

京都市認定通訳ガイドの活躍支援事業を実施した。

(b) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	7,000	事業費	6,343
研修参加費	122	事務費	778
合 計	7,122	合 計	7,122

(イ) 24 時間多言語コールセンター事業負担金（京都市負担分）

a 事業の状況

複数自治体等と共同で、宿泊施設向け 24 時間多言語コールセンターを運営

した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	690	事業費	690

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の精算

京都コンテンツの海外向け情報発信の強化事業に係る補助金について、実際の決算と乖離した精算書を作成し、提出していた。

補助金の精算に当たっては、事業の収支を適切に表した精算書を提出するよう、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

補助金条例によると、補助金等の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を調査しなければならないが、コンベンション推進事業等に係る補助金及びコンベンションビューロー強化事業に係る補助金の交付申請書に添付された収支予算書は、補助金対象事業以外のものを含んだ公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー全体のものであり、補助金の対象となる事業の収支予算が明確となっていないまま受領し、交付の決定を行っていた。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付の条件

補助金条例によると、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付して交付するものとされているが、公益財団法人京都文化交流コンベンションビュー

ロー補助金について、付すべき条件を付さずに交付決定をしていた。

補助金条例に従い、付すべき条件を付して補助金の交付を決定するよう、改められたい。

(c) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 京都コンテンツの海外向け情報発信の強化事業に係る補助金の実績報告書の提出を受けた後も交付額の決定及び補助事業者への通知を行っていなかった。
- ・ コンベンション推進事業等に係る補助金の実績報告に添付された収支決算書は、補助対象以外の経費を一部含んだものであり、補助金の収支決算が明確となっていないまま受領し、交付額の決定を行っていた。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(ア) 海外新規市場開拓事業業務委託	10,150	産業観光局観光MICE推進室
(イ) 京都市海外情報拠点運營業務委託	33,208	
(ウ) 海外メディア取材支援事業委託	26,742	
(エ) 京都市認定通訳ガイド(特区通訳案内士)育成事業業務委託	15,000	
(オ) 複数自治体連携による海外富裕層誘客事業業務委託	5,600	
(カ) グローバルMICE都市としてのマーケティング戦略推進事業委託	10,500	
(キ) 外国人観光客へのマナー啓発事業業務委託	1,000	
(ク) 海外有力メディアを活用した京都の魅力発信事業委託	7,502	
(ケ) 京都市休・廃業宿泊施設状況等調査委託	1,000	

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

## 5 社会福祉法人京都市育成の会

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 岩井光男	設立年月日	平成 10 年 7 月 2 日
事務所所在地	京都市南区唐橋平垣町 64 番地 3		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>イ 障害福祉サービス事業の経営（西寺育成苑）</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業の指定管理（京都市よしだ学園，京都市よしだ福祉工場）</p> <p>ハ 特定相談支援事業の経営（よしだ，西寺育成苑）</p>		

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都市育成の会は，平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間，京都市よしだ学園（以下「よしだ学園」という。）及び京都市よしだ福祉工場（以下「よしだ福祉工場」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
(ア) 京都市よしだ学園	京都市左京区吉田近衛町 26 番地の 72	施設の管理運営	保健福祉局障害保健福祉推進室
(イ) 京都市よしだ福祉工場			

#### イ 管理の状況

##### (ア) 事業の内容

- a 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例第 2 条第 1 項及び京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則第 1 条第 1 項に規定する事業に係る業務
- b 施設，附属設備及び備品の保守及び安全等に係る業務
- c 建築基準法第 12 条に基づく点検業務
- d その他本市が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

a よしだ学園

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
定 員	35	35	35	35	35
利用者数/日	32.9	33.0	32.0	32.0	32.1
延べ利用者数	8,060	8,048	7,807	7,774	7,811

平成 28 年度の延べ利用者数は、前年度と比べ 37 人 (0.5%) の増加となった。

b よしだ福祉工場

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
定 員	30	30	30	30	30
利用者数/日	23.1	22.6	24.0	24.0	23.9
延べ利用者数	5,657	5,536	5,839	5,771	5,808

平成 28 年度の延べ利用者数は、前年度と比べ 37 人 (0.6%) の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 28 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

a よしだ学園

(単位：千円)

収 入		支 出	
就労支援事業収入	5,525	人件費	51,678
利用料金収入	59,597	事業費	4,721
利用者負担収入	3,715	事務費	6,204
補助金事業収入	2,690	就労支援事業費用	5,512
拠点区分間繰入金収入	3,124	拠点区分間繰入金費用	990
その他	986	その他	972
合 計	75,638	合 計	70,080

収支差額 5,558 千円



b よしだ福祉工場

(単位：千円)

収 入		支 出	
就労支援事業収入	18,925	人件費	31,926
利用料金収入	34,473	事業費	373
補助金事業収入	1,037	事務費	1,064
雑収入	8,275	就労支援事業費用	22,605
その他	264	拠点区分間繰入金費用	3,724
		その他	43
合 計	62,977	合 計	59,736

収支差額 3,240 千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

a よしだ学園

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料金収入	59,367	61,059	57,313	57,346	59,597

平成28年度の利用料金収入については、前年度に比べ225万円(3.9%)の増加となった。

b よしだ福祉工場

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料金収入	33,092	32,034	34,094	34,068	34,473

平成28年度の利用料金収入については、前年度に比べ40万円(1.2%)の増加となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し、提出しなければならないとされているが、記載すべき収入及び支出を記載せず、また、記載すべきでない支出を記載した事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

## 6 公益財団法人京都市ユースサービス協会

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 安保千秋	設立年月日	昭和 63 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地 京都市中京青少年活動センター内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	青少年が市民社会の担い手として成長するため、京都市及び関係機関・団体等と協調し、自主的な活動の機会の提供と、課題を乗り越えるための必要な支援を行うとともに、市民の文化・福祉・体育活動の振興を図ることを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市ユースサービス協会（以下「ユースサービス協会」という。）の基本財産は 3,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課（現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 青少年活動に資する施設の運営を通して行う青少年育成に関する事業及び市民の文化・福祉・体育活動の振興に資する事業
- (イ) 青少年グループ・団体の交流や情報交換、支援、情報提供にかかわる事業
- (ウ) 就労や自立支援にかかわる事業
- (エ) 青少年に関する調査・研究
- (オ) 青少年に関する施策のうちで法人の目的にかなう事業
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	61,581	60,555	1,025
未収金	13	39	△ 26
立替金	—	—	—
前払金	86	71	15
預託金	10	10	—
流動資産合計	61,691	60,676	1,014
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	30,000	30,000	—
基本財産預金	—	—	—
基本財産合計	30,000	30,000	—
(2) 特定資産			
退職給与引当資産	16,873	15,803	1,069
減価償却引当資産	9,684	7,456	2,227
特定積立資産	12,003	19,736	△ 7,733
特定資産合計	38,560	42,996	△ 4,435
(3) その他固定資産			
車両運搬具	87	0	87
什器備品	3,806	3,612	194
ソフトウェア	836	1,670	△ 833
電話加入権	74	74	—
その他固定資産合計	4,805	5,357	△ 551
固定資産合計	73,366	78,353	△ 4,987
資産合計	135,057	139,030	△ 3,972
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	23,090	24,656	△ 1,566
前受金	20	44	△ 24
預り金	1,314	1,305	8
賞与引当金	15,299	13,426	1,873
流動負債合計	39,724	39,433	290
2. 固定負債			
退職給与引当金	16,873	15,803	1,069
特定預金積立金	—	—	—
固定負債合計	16,873	15,803	1,069
負債合計	56,597	55,236	1,360
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	30,000	30,000	—
指定正味財産合計	30,000	30,000	—
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(30,000)	—
2. 一般正味財産			
正味財産合計	48,460	53,793	△ 5,333
(うち特定資産への充当額)	(21,687)	(27,192)	△ 5,505
負債及び正味財産合計	135,057	139,030	△ 3,972

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	36	68	△ 32
特定資産運用益	1	8	△ 6
事業収益	378,174	379,133	△ 959
受取補助金	8,865	7,822	1,042
受取寄付金	619	631	△ 12
雑収益	1,762	1,789	△ 26
経常収益計	389,459	389,454	4
(2) 経常費用			
事業費	388,782	374,462	14,319
管理費	6,009	6,332	△ 322
経常費用計	394,792	380,794	13,997
当期経常増減額	△ 5,333	8,659	△ 13,992
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給与引当金取崩益	—	—	—
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
ソフトウェア除却損	—	—	—
前期損益修正損	—	1	△ 1
経常外費用計	—	1	△ 1
当期経常外増減額	—	△ 1	1
当期一般正味財産増減額	△ 5,333	8,657	△ 13,991
一般正味財産期首残高	53,793	45,135	8,657
一般正味財産期末残高	48,460	53,793	△ 5,333
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	30,000	30,000	—
指定正味財産期末残高	30,000	30,000	—
III 正味財産期末残高	78,460	83,793	△ 5,333

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

##### (a) 規程等の整備

ユースサービス協会の経理に関する事務については、公益財団法人京都市ユースサービス協会経理規程に規定されているが、タクシーチケットの使用基準や管理方法については、規定されたものがなかった。

具体的な取扱いについて規程等を定め、事務処理を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

## (3) 財政援助団体監査

### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人京都市ユースサービス協会補助金	6,000	青少年の健全な育成に寄与するため	ユースサービス協会の運営及びユースサービス協会が行う青少年指導者養成に関する事業等	予算の範囲内において、事業に要する経費のうち、市長が必要と認める額	文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課 (現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)

### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

#### (ア) 事業の状況

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業、ネットワーク形成事業、市民参加促進事業及び課題解決事業開発の取組を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,000	事業費	6,164
その他事業収入	164		
合 計	6,164	合 計	6,164

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

ユースサービス協会は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都市青少年活動センター（以下「青少年活動センター」という。）7館の指定管理者となっている。

このうち、京都市伏見青少年活動センター（以下「伏見青少年活動センター」という。）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市伏見青少年活動センター	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	施設の管理運営	文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課 (現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 勤労青少年の教養の向上及び青少年の社会参加の促進のための講座、研修等の開催
- b 青少年活動のための施設の提供
- c 青少年活動の指導者の養成
- d 青少年活動に関する情報の収集及び提供
- e 青少年活動に関する相談

f その他市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年等	58,662	63,083	59,393	59,854	62,048
一 般	6,135	6,945	8,226	9,135	11,203
事業参加者	23,880	25,116	23,765	25,087	20,867
利用者合計	88,677	95,144	91,384	94,076	94,118

注 表中の「一般」とは、京都市青少年活動センター条例第5条第4号に規定する青少年活動センターを使用する資格を有する利用者

平成 28 年度における伏見青少年活動センターの利用者数は、他団体との連携事業を別の会場で実施したことなどにより、前年度に比べ事業参加者数は減少したが、青少年等の利用が 2,194 人 (3.7%) の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 28 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	298,444	人件費	204,769
事業収入	3,994	建物管理費等	46,412
雑収入	1,760	事業費	15,080
		管理事務費	5,811
		その他	32,023
合 計	304,199	合 計	304,097

収支差額 102 千円

注 この表は、青少年活動センター 7 箇所全体の収支の状況を表している。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

市会計規則に基づき、公金収納受託者が作成する収納金出納簿及び収納金日計報告書について、確認印として公金収納受託者の個人印を押印する必要



があるが、事前に歳入徴収者に変更を届け出ることなく、他の職員の印で押印していた。

公金収納受託に係る事務を適切に行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

(b) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等によると、事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し、毎年度終了後 60 日以内に市長に提出しなければならないとされているが、次のような事例があった。

- ・ 事業報告書について、指定管理業務以外の費用を支出額に計上していた。
- ・ 事業報告書を期限内に提出していなかった。

事業報告書については、適切な事務処理を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

本市から指定管理業務に要する物品を貸与しているが、廃棄した物品について、物品の貸与及び管理に関する契約書に反映せずに契約を締結していた。

物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで契約を締結されたい。

## 7 一般財団法人京都こども文化会館

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 奥田登志男	設立年月日	昭和 57 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市上京区一条通七本松西入瀧ヶ鼻町 431 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	こどもたちの芸術・文化の創造活動を奨励・育成し、すぐれた芸術・文化の公開、普及を図り、もってこどもたちの豊かな文化の振興とともに健全な育成に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

一般財団法人京都こども文化会館（以下「こども文化会館」という。）の基本財産は 1,100 万円であり、500 万円（45.5%）を本市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局子育て支援部児童家庭課（現 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 演劇・音楽・映画・伝統芸能等の公開
- (イ) 美術・工芸品・文化財等の展示
- (ウ) こどもたちの芸術・文化活動の育成
- (エ) 各行政機関との受託契約に基づく受託事業
- (オ) こどもに関する芸術・文化等の関係資料の収集及び展示
- (カ) 京都こども文化会館の管理運営
- (キ) 上記のほか、この法人の目的達成に必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	30	183	△ 153
預金	14,832	12,504	2,328
未収金	11	313	△ 302
前払費用	55	39	16
流動資産合計	14,929	13,041	1,888
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000	5,000	—
定期郵便貯金	6,000	6,000	—
基本財産合計	11,000	11,000	—
(2) 特定資産			
文化教室事業引当金預金	2,726	2,815	△ 88
特定資産合計	2,726	2,815	△ 88
(3) その他固定資産			
建物	14,466	15,349	△ 883
建物附属設備	58,211	68,130	△ 9,919
機械及び装置	6	10	△ 3
工具・器具・備品	1,836	3,058	△ 1,222
電話加入権	173	173	—
建設仮勘定	329	329	—
その他固定資産合計	75,024	87,052	△ 12,028
固定資産合計	88,750	100,867	△ 12,116
資産合計	103,680	113,908	△ 10,228
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,826	4,467	359
前受金	3,466	2,970	496
預り金	127	128	△ 1
賞与引当金	646	539	107
流動負債合計	9,067	8,105	961
2. 固定負債			
固定負債合計	—	—	—
負債合計	9,067	8,105	961
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	85,475	97,254	△ 11,778
(うち基本財産への充当額)	(11,000)	(11,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	9,137	8,549	588
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(2,726)	(2,815)	(△88)
正味財産合計	94,613	105,803	△ 11,189
負債及び正味財産合計	103,680	113,908	△ 10,228

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	4	3	0
事業収益	25,775	27,809	△ 2,033
受取補助金等	71,574	69,540	2,033
雑収益	427	462	△ 34
経常収益計	97,781	97,815	△ 33
(2) 経常費用			
事業費	95,977	92,318	3,659
管理費	1,215	1,178	37
経常費用計	97,193	93,496	3,696
当期経常増減額	588	4,319	△ 3,730
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	—	71	△ 71
経常外費用計	—	71	△ 71
当期経常外増減額	—	△ 71	71
当期一般正味財産増減額	588	4,248	△ 3,659
一般正味財産期首残高	8,549	4,301	4,248
一般正味財産期末残高	9,137	8,549	588
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	4,287	—	4,287
一般正味財産への振替額	△ 16,066	△ 13,932	△ 2,133
当期指定正味財産増減額	△ 11,778	△ 13,932	2,153
指定正味財産期首残高	97,254	111,186	△ 13,932
指定正味財産期末残高	85,475	97,254	△ 11,778
III 正味財産期末残高	94,613	105,803	△ 11,189

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 物品の管理

一般財団法人京都こども文化会館物品管理規程（以下「こども文化会館物品管理規程」という。）によると、法人の管理する物品は、物品配置表に従い配置し、分類種目を表示したラベルを貼付して管理するとされているが、物品配置表を作成していなかった。

こども文化会館物品管理規程に従い、適切に管理するよう、こども文化会館に対して指導し、改められたい。

###### (b) 消せる筆記用具の使用

職務上作成、管理する文書を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、現金受入表について、消せる筆記用具を使用していたものがあつた。

職務上作成、管理する文書は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、こども文化会館に対して指導し、改められたい。

## (3) 財政援助団体監査

### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都こども文化会館運営補助金	29,887	こどもたちの文化活動育成のため	・管理運営事業 ・府市共催事業 ・施設整備事業	京都府が京都市及び施設活用団体との協議のうえ、年度ごとに定める当該年度の交付金の額	保健福祉局子育て支援部児童家庭課（現子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都子ども文化会館運営補助金（管理運営事業）

a 事業の状況

子ども文化会館の管理運営を行った。

b 利用の状況

(単位：人，%)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数		97,075	96,690	89,495	95,165	80,860
利 用 率	大ホール	57	56	50	55	48
	小ホール	75	76	73	76	80
	創造活動室	74	73	74	71	73

c 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	27,344	人件費	22,243
京都府補助金	27,344	委託料	36,366
会館使用料収益	22,893	光熱水料費	13,222
自主事業収益	2,800	修繕費	1,794
事業間振替	△464	租税公課	663
その他	515	自主事業費用	3,061
		その他	2,452
合 計	80,432	合 計	79,805

収支差額 627 千円

(イ) 京都子ども文化会館運営補助金（府市共催事業）

a 事業の状況

青少年の健全な育成を図るため、「エンゼルたのしい音楽会」等 4 事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	400	報償費	341
京都府補助金	400	賃借料	431
入場料収益	102	その他	191
事業間振替	464		
その他	4		
合 計	1,370	合 計	964

収支差額 406 千円

(ウ) 京都こども文化会館運営補助金（施設整備事業）

a 事業の状況

こども文化会館の耐震性能を調査した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,143	耐震診断簡易調査業務委託	4,287
京都府補助金	2,143		
合 計	4,287	合 計	4,287

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

## 8 京都市民間児童福祉施設改善委員会

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 芹澤 出	設立年月日	昭和 48 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 番地 2		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	京都市の積極的協力を得て、施設従事者の自覚を高めるとともに、児童処遇ならびに、職員処遇の改善を図り、施設機能を向上することを目的とする。		

### (2) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市児童福祉施設等援護費	107,137	民間の児童福祉施設等の機能向上を図り、利用者に対するサービスを高めるため	民間の児童福祉施設等の機能向上に必要な職員の給与水準の維持、労働時間の短縮等の経費	予算の範囲内で対象事業に係る経費のうち市長が必要と認める額	保健福祉局子育て支援部児童家庭課 (現 子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 事業の状況

民間児童福祉施設等（乳児院、母子生活支援施設など）の機能向上を図るため、職員の給与水準の維持、労働時間の短縮等に取り組んだ。

##### (イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	107,137	職員処遇改善費	41,186
		通勤手当助成費	11,883
		夜勤手当補助	11,515
		労働時間短縮対策費	22,625
		調理員就労改善費	14,920
		母子生活支援施設指導員加算費	5,005
合 計	107,137	合 計	107,137



## ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

### (7) 指摘事項

#### a 所管課関係

##### (a) 規程等の整備

規程等の整備について、次のような事例があった。

- ・ 補助金条例によると、市長等は、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに補助金等の額の算定方法を定めなければならないとされているが、京都市児童福祉施設等援護費支出要綱（以下「援護費支出要綱」という。）等において、京都市児童福祉施設等援護費（以下「援護費」という。）の額の算定方法を定めていなかった。
- ・ 援護費支出要綱によると、援護費には職員処遇改善費、通勤手当助成費、夜勤手当補助など、9つの種別があり、それぞれの支給対象施設については、市長が別に定めるとしているにもかかわらず、定めていなかった。規程等は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な整備を行うよう改められたい。

##### (b) 補助金等の交付対象

補助金条例によると、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行うものが補助事業者等とされている。また、援護費支出要綱において、援護費の交付の対象となる児童福祉施設等は、児童福祉法により設置されている乳児院、母子生活支援施設などとされているが、これらの児童福祉施設等に該当しない京都市民間児童福祉施設改善委員会（以下「改善委員会」という。）に対し、援護費を交付していた。

この援護費の全額については、改善委員会から、乳児院、母子生活支援施設などの児童福祉施設等に配分されており、援護費の趣旨に沿って執行されたものと判断できるが、補助金等は補助事業者等に対して直接交付すべきものであり、補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

##### (c) 補助金等の執行管理

改善委員会に対する援護費の交付は、概算払で年3回に分けて行われていたが、第1回交付分の概ね半分について、児童福祉施設等に速やかに配分さ

れないまま、改善委員会の口座に滞留していたことを見過ごしていた。

援護費は、児童福祉施設等の機能向上を図るため、職員の給与水準の維持や労働時間の短縮等に必要な経費で、交付後は速やかに配分されるべきであるため、援護費の趣旨に沿って、補助金等の執行を適切に管理するよう改められたい。

(d) 補助事業等の実績調査

補助金条例によると、市長等は補助事業者等から提出された実績報告書に基づき、補助事業等の実績が補助金等の交付決定の内容等に適合するか否かを調査しなければならないとされているが、改善委員会から提出された実績報告書では、補助金等の交付決定の内容等に適合するのか、十分確認できないにもかかわらず、必要な追加調査を行っていなかった。

補助事業等の実績調査は、補助金等の適正な執行を担保する重要な行為であり、厳格に実施すべきものであることを認識し、補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

## 9 公益社団法人京都市保育園連盟

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 片岡滋夫	設立年月日	昭和 56 年 7 月 10 日
事務所所在地	京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町 601 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	すべての乳幼児児童の健全な育成を図るため、保育園の活動を支援するとともに、児童福祉関係の事業を推進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。		

### (2) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 京都市 民間保育 園等職員 の給与等 運用事業 補助金	2,944,719	民間保育園等の 運営経費を充実 させることによ り、国が定める 最低基準を超え る職員配置を行 うなどの保育環 境を整備し、保 育の質の向上を 図るため	公益社団法 人京都市保 育園連盟が 実施する京 都市民間保 育園等職員 の給与等運 用事業	公益社団法人京 都市保育園連盟 が実施する京都 市民間保育園等 職員の給与等運 用事業に要する 経費の一部につ いて、予算の範 囲内の額	保健福祉局子 育て支援部保 育課（現 子 ども若者はぐ くみ局幼保総 合支援室）
(イ) 公益社 団法人京 都市保育 園連盟実 施事業補 助金	21,758	児童福祉法によ る民間保育事業 の意欲的かつ永 続的な充実発展 の基盤を確立す るため	・笑顔いっ ぱい元気い っぱい保育 フェスタ事 業 ・障害児保 育相談事業 ・給食巡回 相談事業	公益社団法人京 都市保育園連盟 が実施する事業 に要する経費の 一部について、 予算の範囲内の 額	
(ウ) 八瀬野 外保育セ ンター運 営補助金	16,951	児童の健康を増 進し、児童の情 操を豊かにする ため	八瀬野外保 育センター の運営に要 する経費	八瀬野外保育セ ンターの運営に 要する経費の一 部について、予 算の範囲内の額	

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(エ) 京都市 保育補助 者雇上げ のための 貸付事業 費補助金	656,400	保育人材の確保 を図るために実 施する保育補助 者雇上げのため の貸付事業に要 する経費を交付 するもの	公益社団法 人京都市保 育園連盟保 育補助者雇 上げのため の貸付事業	貸付原資 保育 園等1箇所当た り年額 2,953,000円以 内 貸付事務費 年 額4,275,000円 以内	保健福祉局子 育て支援部保 育課(現 子 ども若者はぐ くみ局幼保総 合支援室)
合 計	3,639,828				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(7) 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金

a 事業の状況

民間保育園及び認定こども園（幼保連携型及び保育所型）を対象に京都市民間保育園等職員の給与等運用事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,944,719	事業費	2,933,091
		人件費	10,855
		事務費	2,338
合 計	2,944,719	合 計	2,946,285

収支差額 △1,566千円

(イ) 公益社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金

a 事業の状況

- (a) 笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ事業を行った。
- (b) 障害児保育相談事業を行った。
- (c) 給食巡回相談事業を行った。

b 収支の状況

(a) 笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ事業

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	771	会場使用料	1,701
連盟負担金	533	会場設営費	1,188
会員負担金	2,480	講師等謝礼	597
会員外負担金	105	印刷製本費	294
協賛金	580	その他事務費	718
出展料	30		
合 計	4,499	合 計	4,499

(b) 障害児保育相談事業

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	16,650	人件費	21,770
連盟負担金	5,822	交通費	308
		通信運搬費	192
		資料代	169
		事務費	30
合 計	22,472	合 計	22,472

(c) 給食巡回相談事業

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,337	人件費	4,507
連盟負担金	617	資料代・印刷費	287
		事務費	144
		旅費交通費	13
合 計	4,954	合 計	4,954

(ウ) 八瀬野外保育センター運営補助金

a 事業の状況

八瀬野外保育センターの運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	16,951	人件費	10,717
保育園連盟拠出金	10,175	事業費	22,942
利用料	10,658	管理費	4,725
参加費等収入	599		
合 計	38,385	合 計	38,385

(エ) 京都市保育補助者雇上げのための貸付事業費補助金

a 事業の状況

京都市保育補助者雇上げのための貸付事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	656,400	貸付原資	44,638
返還金	4,429	貸付事務費	3,385
		翌年度繰越金	612,805
合 計	660,829	合 計	660,829

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の収支報告

補助金条例等によると、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、実績報告書の添付資料として収支決算書を提出することとされているが、収支決算書について、実際の決算と数値が異なっているものがあつた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう、公益社団法人京都市保育園連盟（以下「保育園連盟」という。）に対して指導し、改められたい。

(b) 交付対象となる事業費の算定

補助金の交付対象となる事業費の算定に用いる計数について、過去の単価を用いて積算しているものがあつた。

事業費の算定について、適正に行うよう、保育園連盟に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、京都市保育補助者雇上げのための貸付事業費補助金の実績報告書の提出を受けた後も交付額の決定及び補助事業者への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(7) 京都市保育人材確保事業	9,000	保健福祉局子育て支援部保育課（現 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）
(イ) 民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務	7,300	
(ウ) 民間保育園等に対する障害児保育対策費支給に係る対象児童の判定のための訪問調査業務	6,315	

イ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(7) 指摘事項

a 委託業務の履行

民間保育園等に対する障害児保育対策費支給に係る対象児童の判定のための訪問調査業務委託契約書によると、保育園連盟は、半年ごとの委託業務の完了後、訪問調査実績報告書を委託料の請求に添えて速やかに提出し、市は、その請求に基づき、半年ごとに委託料を支払うこととされているが、下半期分の訪問調査実績報告書及び請求書の受領時に上半期分の訪問調査実績報告書及び請求書をまとめて受領し、委託料を支払っていた。

実績報告書の受領及び委託料の支払に当たっては、契約の内容に従い、適正な処理をするよう改められたい。

b 消せる筆記用具の使用

職務上作成、管理する文書を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、民間保育園等に対する障害児保育対策費支給に係る対象児童の判定のための訪問調査業務委託において、保育園連盟から提出を受けた調査票の所管課処理欄の記入に、消せる筆記用具を使用していた。

職務上作成、管理する文書には、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用しないよう改められたい。

c 事後の契約決定

京都市保育人材確保事業について、当初の契約にない事業を実施させ、事後に変更契約決定を行っていた。

物品等の調達は、事前の契約の決定を経て行うよう改められたい。



10 都総合管理株式会社

(1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役 渡守 仁	設立年月日	昭和 54 年 6 月 19 日
事務所所在地	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町 119 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>ア 総合警備保障の業務</p> <p>イ ビルメンテナンス業及び防虫駆除並びに産業廃棄物処理の請負業務</p> <p>ウ イベントの企画立案, 実施の業務</p> <p>エ 冠婚葬祭の挙式・式典施行の請負及び斡旋の業務</p> <p>オ イベント用及び冠婚葬祭用の衣料品・生花・装飾品・式典用品・器具の販売, 賃貸, リースの業務</p> <p>カ 冠婚葬祭用贈答品の販売</p> <p>キ 動物霊安体の搬送及び処分並びに埋葬の業務</p> <p>ク 墓地・霊園・寺院の清掃, 管理及び墓地・霊園分譲販売の斡旋並びに墓石・仏壇の販売加工の業務</p> <p>ケ 相互扶助的冠婚葬祭の儀式施行に関する個人及び団体を会員組織する募集業務</p> <p>コ 広告業及び旅行業並びに生命保険の募集, 損害保険の代理店の業務</p> <p>サ イベントチケット・商品券の売買並びに引越・宅配便の取次</p> <p>シ 道路貨物運送及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに提携斡旋の業務</p> <p>ス 倉庫業及び駐車場の経営並びに管理請負の業務</p> <p>セ 音響・映像機器, 電話機器・装置, 家庭用電気製品, コンピューター機器及び関連ソフトウェアの販売・賃貸・開発の業務</p> <p>ソ 宿泊施設, ゴルフ場, テニス場, スイミングプールの経営及び利用会員権の斡旋の業務</p> <p>タ 労働者派遣事業</p> <p>チ 不動産の売買, 斡旋, 賃貸及び受託不動産の活用企画業務</p> <p>ツ 土木, 造園, ガス・水道設備等の配管設備, 建築物の設計, 施行及び建築物の解体工事並びに監理の請負業務</p> <p>テ 建築資材・建築機械類の販売及び賃貸, 取付の業務</p> <p>ト 自動車・舟艇・家具・宝石・美術品の販売及び修理・保管並びに賃貸業務</p> <p>ナ 古物商</p> <p>ニ 経営コンサルタント業務</p> <p>ヌ 挙式・式典費用及び住宅, 自動車の購入のための融資並びに融資の斡旋の代行業務</p> <p>ネ 喫茶店, 食堂, たばこ・酒類, 食料品, 衣類品, 石油製品の販売店並びに学習塾・文化教室, 切手・印紙売捌所の経営の業務</p> <p>ノ スーパーマーケット・コンビニエンスストアの経営並びに管理</p> <p>ハ パチンコ・ビリヤード・ゲームセンター・麻雀等の娯楽遊戯場, 劇場, レストランシアター, バー, ナイトクラブの経営並びに管理</p> <p>ヒ 電気工事業並びに電気工事の設計, 監理の請負業務</p>		

	フ 上記に附帯する一切の業務
--	----------------

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

都総合管理株式会社は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市立養正浴場等の市立浴場 7 施設（うち 1 施設は平成 28 年 3 月 31 日までの指定管理者となっている）。

このうち、京都市立養正浴場（以下「養正浴場」という。）及び京都市立三条浴場（以下「三条浴場」という。）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市立養正浴場	京都市左京区田中馬場町 77 番地	施設の管理運営	都市計画局住宅室 すまいまちづくり課
(イ) 京都市立三条浴場	京都市東山区三条大橋東 3 丁目下る教業町 696 番地		

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

a 浴場の管理運営

(イ) 利用の状況

a 養正浴場

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
入浴者数	39,231	37,644

平成 28 年度の入浴者数は、前年度に比べ 1,587 人（4.0%）の減少となった。

b 三条浴場

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
入浴者数	33,613	32,160

平成 28 年度の入浴者数は、前年度に比べ 1,453 人（4.3%）の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成28年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

a 養正浴場

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	29,560	人件費	17,629
利用料金収入	15,040	事業費	21,504
雑収入	71	委託費	6,227
		小額修繕費	210
合 計	44,672	合 計	45,572

収支差額 △899 千円

b 三条浴場

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	32,382	人件費	15,947
利用料金収入	12,736	事業費	21,686
雑収入	202	委託費	6,324
		小額修繕費	459
合 計	45,322	合 計	44,418

収支差額 904 千円

利用料金収入を過去2年間で見ると、次のとおりである。

a 養正浴場

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度
利用料金収入	16,024	15,040

平成28年度の利用料金収入については、前年度に比べ98万円(6.1%)の減少となった。

b 三条浴場

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度
利用料金収入	13,675	12,736

平成28年度の利用料金収入については、前年度に比べ93万円(6.9%)の減少となった。

## ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

### (ア) 指摘事項

#### a 所管課関係

##### (a) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する契約書に基づき、本市から貸与している物品について、次のような事例があった。

- ・ 本市の備品台帳に記録していない備品があった。
- ・ 物品の貸与及び管理に関する契約書に記載していない本市の物品があった。

物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで契約を締結されたい。

## 11 公益財団法人京都市都市緑化協会

### (1) 団体の概要（平成29年3月31日現在）

代 表 者	理事長 森本幸裕	設立年月日	平成7年3月1日
事務所所在地	京都市東山区円山町463番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	都市の緑化の保全、育成並びに創出を図るとともに、公園及び都市緑地や京都三山等が持つ優れた特色を最大限に活用することにより、緑あふれるまちづくりを推進し、自然と共生する生活文化を守り育て、市民の健やかで安全・安心な生活環境づくりに寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市都市緑化協会（以下「都市緑化協会」という。）の基本財産は5,000万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、建設局みどり政策推進室である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 都市緑化の普及啓発事業及び都市緑化事業の推進
- (イ) 都市緑化を促進するリーダーの育成
- (ウ) 都市公園及び緑地を利用した環境学習等の実施
- (エ) 都市公園及びこれに類する施設の管理運営業務の受託
- (オ) 都市緑化の促進に関する情報収集及び研究
- (カ) 上記(ア)から(オ)までの事業を推進する団体の育成及び協働
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(7) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	373	450	△76
普通預金	27,394	21,286	6,108
現金預金合計	27,768	21,736	6,031
(2) その他流動資産			
未収金	63,252	57,360	5,892
前払金	80	323	△242
立替金	2,107	1,510	596
その他流動資産合計	65,440	59,193	6,246
流動資産合計	93,208	80,930	12,278
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000	30,000	—
定額郵便貯金	10,000	10,000	—
投資有価証券	10,000	10,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	30,844	28,010	2,834
事業推進積立資産	21,000	21,000	—
特定資産合計	51,844	49,010	2,834
(3) その他固定資産			
建物	3,135	3,642	△506
車両運搬具	11	31	△20
什器備品	1,339	2,951	△1,611
その他固定資産合計	4,486	6,625	△2,139
固定資産合計	106,330	105,635	694
資産合計	199,539	186,566	12,973
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	66,087	59,603	6,484
預り金	620	817	△197
賞与引当金	3,764	3,700	64
流動負債合計	70,472	64,121	6,351
2. 固定負債			
退職給付引当金	30,844	28,010	2,834
固定負債合計	30,844	28,010	2,834
負債合計	101,316	92,131	9,185
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	50,000	50,000	—
指定正味財産合計	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(21,000)	(21,000)	(—)
正味財産合計	98,223	94,435	3,788
負債及び正味財産合計	199,539	186,566	12,973

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	48	90	△42
特定資産運用益	46	6	40
事業収益	64,733	64,879	△145
受取補助金等	242,148	222,634	19,514
受取寄付金	359	153	206
雑収益	5,519	4,454	1,065
経常収益計	312,856	292,218	20,637
(2) 経常費用			
事業費	305,656	285,162	20,493
管理費	3,396	4,084	△687
経常費用計	309,053	289,247	19,805
当期経常増減額	3,802	2,970	832
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	14	—	14
経常外費用計	14	—	14
当期経常外増減額	△14	—	△14
税引前当期一般正味財産増減額	3,788	2,970	817
当期一般正味財産増減額	3,788	2,970	817
一般正味財産期首残高	44,435	41,464	2,970
一般正味財産期末残高	48,223	44,435	3,788
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
III 正味財産期末残高	98,223	94,435	3,788

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 規程等の整備

公益財団法人京都市都市緑化協会経理規程によると、経費の性質その他業務上特に必要があると認めるときは、概算払の方法により支出することができることとされ、具体的な取扱いを公益財団法人京都市都市緑化協会資金前渡等取扱要綱に定められているが、概算払を行った経費について、精算を必要とする規定となっていなかった。

規程等は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な整備を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

###### (b) 公金収納に係る事務

公金収納に係る事務について、市会計規則に基づき、その収納の事務を適切かつ確実に遂行する必要があるが、次のような事例があった。

- ・ 京都市梅小路公園条例（以下「梅小路公園条例」という。）に規定する遊戯用電車の使用料を領収する場合において、収納金を領収したときは、収納金報告書を歳入徴収者に送付しなければならないとされているが、これを送付していなかった。
- ・ 入場券等を用いて収納金を領収する公金収納受託者は、入場券等受払簿を備えなければならないとされているが、これを備えていなかった。

市会計規則に従い、公金収納に係る事務を適正に行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

###### (c) 消せる筆記用具の使用

職務上作成、管理する文書を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、公金収納受託に係る収納金出納簿等について、消せる筆記用具を使用していたものがあった。

職務上作成、管理する文書には、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、都市緑化協会に対して指導し、



改められたい。

b 所管課関係

(a) 公金収納に係る事務

梅小路公園条例に規定する遊戯用電車の使用料を領収する場合において、収納金を領収したときは、収納金報告書を歳入徴収者に送付しなければならないとされているが、これを受領していなかった。

市会計規則に従い、公金収納受託者から収納金報告書を受領するよう改められたい。

(b) 公文書の管理

京都市公文書管理規則によると、職員は、常に公文書の所在を明確にしなければならないとされているが、本市が保有する委託契約書について、紛失していたものがあつた。

京都市公文書管理規則に従い、公文書の管理を適正に行うよう改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

都市緑化協会は、平成28年度において、京都市梅小路公園及び京都市宝が池公園子どもの楽園の指定管理者となっている。

このうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、指定管理者となっている京都市梅小路公園を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市梅小路公園	京都市下京区観喜寺町他	施設の管理運営	建設局みどり政策推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 公園の施設の供用に係る業務
- b 公園の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人、件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
庭園入園者数	17,754	14,718	14,613	18,713	19,751
緑の館利用件数	496	536	582	1,007	1,038

平成 28 年度の庭園入園者数は、前年度に比べ 1,038 人 (5.5%)，緑の館利用件数は、前年度に比べ 31 件 (3.1%) の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 28 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	140,000	人件費	64,438
利用料金収入	10,730	事業費	29,993
教室等収入	1,077	委託費	43,059
		小額修繕費	10,813
		その他	4,820
合 計	151,807	合 計	153,125

収支差額 △1,317 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料金収入	6,721	6,525	6,816	9,637	10,730

平成 28 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 109 万円 (11.3%) の増加となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 利用料金の徴収

緑の館の和室等又は庭園の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、梅小路公園条例に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していた。

利用料金の徴収については、都市緑化協会を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたところであるが、同様の問題が再び見られたものであるため、適切な手続を経て料金を徴収するよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

(b) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し、提出しなければならないとされているが、事業報告書について、指定管理業務以外の費用を支出額に計上していた。

事業報告書については、適正に記載するよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 専決権限の行使

指定管理に関する協定の締結について、権限を有しない職員が決定していた。

事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう改められたい。

(b) 貸与物品の管理

指定管理に関する協定書に基づき、本市から貸与している物品について、市の備品台帳に記録はあるが、協定書に記載していないものがあるなど、協定書の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。

貸与物品の管理については、前回の監査においても指摘し、実際の貸与状況に応じた内容となるよう協定書の記載を改めた旨の通知を受けていたところであるが、実情を踏まえ、より実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう取り組まれたい。

## 12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団

### (1) 団体の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 松本 紘	設立年月日	昭和 56 年 3 月 16 日
事務所所在地	京都市中京区聚楽廻松下町 9 番地の 2		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習に関する事業を行い、市民の自発的な学習意欲を喚起して生涯学習の振興を図るとともに、京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「生涯学習振興財団」という。）の基本財産は 8,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当である。

#### イ 事業の内容

- (ア) 講座、講演会及びその他の催しの開催
- (イ) 体験活動事業等の実施
- (ウ) 相談、調査、研究、研修等事業の実施及び情報の収集、提供等
- (エ) 博物館等における展示事業の実施
- (オ) 生涯学習施設の貸与
- (カ) 生涯学習における図書及び資料等の購入・収集・貸出・返却、参考業務及び読書推進事業の実施
- (キ) その他公益目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
小口現金	21	69	△ 47
普通預金	152,722	163,669	△ 10,947
未収金	240	168	71
棚卸資産	2,336	1,849	486
商品券	1	1	—
仮払金	1,044	1,044	—
前払金	995	858	137
繰延税金資産	2,925	1,730	1,194
流動資産合計	160,287	169,391	△ 9,104
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	40,000	40,000	—
投資有価証券	40,000	40,000	—
基本財産合計	80,000	80,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	215,599	199,580	16,019
退職給付引当投資有価証券	267,980	267,980	—
駐車場積立資産	17,365	14,465	2,900
久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金	22,721	24,219	△ 1,497
特定資産合計	523,665	506,244	17,421
(3) その他固定資産			
建物付属設備	2,819	3,460	△ 640
構築物	1,288	1,491	△ 203
什器備品	5,439	6,385	△ 945
電話加入権	5,811	5,811	—
商標権	190	128	62
繰延税金資産	2,132	1,600	531
その他固定資産合計	17,682	18,878	△ 1,195
固定資産合計	621,348	605,122	16,226
資産合計	781,636	774,514	7,121
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	79,346	94,207	△ 14,860
未払法人税等	4,002	1,046	2,955
未払消費税等	17,096	16,201	894
前受金	2,450	2,662	△ 212
預り金	8,803	8,532	270
賞与引当金	62,028	60,859	1,169
流動負債合計	173,726	183,510	△ 9,783
2. 固定負債			
退職給付引当金	483,579	467,560	16,019
固定負債合計	483,579	467,560	16,019
負債合計	657,305	651,070	6,235
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
京都市出資金	30,000	30,000	—
京都市寄付金	50,000	50,000	—
指定正味財産合計	80,000	80,000	—
(うち基本財産への充当額)	(80,000)	(80,000)	—
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	44,330	43,444	886
(40,086)	(40,086)	(38,684)	(1,402)
正味財産合計	124,330	123,444	886
負債及び正味財産合計	781,636	774,514	7,121

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	329	328	0
特定資産運用益	600	484	116
事業収益	76,086	75,913	173
受取補助金等	1,518,256	1,508,539	9,717
雑収益	1,272	1,713	△ 440
経常収益計	1,596,545	1,586,978	9,566
(2) 経常費用			
振興事業費	48,605	47,408	1,196
受託事業費	1,522,212	1,524,215	△ 2,003
サービス事業費	20,445	20,868	△ 423
生涯学習施設基金交付金	1,000	—	1,000
管理費	1,120	776	343
経常費用計	1,593,382	1,593,269	113
当期経常増減額	3,162	△ 6,290	9,452
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	76	△ 76
経常外費用計	0	76	△ 76
当期経常外増減額	0	△ 76	76
法人税、住民税及び事業税	4,002	1,046	2,955
法人税等調整額	△ 1,726	511	△ 2,237
当期一般正味財産増減額	886	△ 7,924	8,810
一般正味財産期首残高	43,444	51,368	△ 7,924
一般正味財産期末残高	44,330	43,444	886
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	329	328	0
一般正味財産への振替額	△ 329	△ 328	0
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	80,000	80,000	—
指定正味財産期末残高	80,000	80,000	—
III 正味財産期末残高	124,330	123,444	886

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

次のとおり市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 規程等の整備

規程等について、次のような事例があった。

- ・ 公益財団法人京都市生涯学習振興財団職員給与規程において、別に定めるとしているにもかかわらず、定めていなかった。
- ・ タクシーチケットや消耗品（郵券等）の取扱いなど、京都市に準じた事務処理を行っているが、生涯学習振興財団としての取扱いを定めた規程等を整備していなかった。

規程等は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、必要な整備を行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

###### (b) 小口現金の取扱い

小口現金については、小口現金取扱要綱により適用範囲が定められているが、定められた経費以外に適用し、支出していた。

小口現金は厳格に取り扱うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

###### (c) 経費の支出

経費の支出について、次のような事例があった。

- ・ 事業に要する一切の経費を契約金額に含むとして契約しているにも関わらず、当該事業に係る経費の一部を別途支払っていた。
- ・ 経費の支出に係る決定を行わず、支出していた。

経費の支出について、適正な事務を行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

###### (d) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用について、次のような事例があった。

- ・ 使用許可の申請を行うことなく使用していた。
- ・ 使用許可を受けた物件について、教育長の承認を受けることなく転貸を

行っていた。

行政財産の使用許可申請の手続を適正に行うとともに、許可内容に従い適正に使用するよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

(e) 施設等の使用に係る事務

施設等の使用許可申請書等の受付等業務及び使用料の徴収業務について、委託契約を締結しているが、次のような事例があった。

- ・ 利用者の申請に対し、事前に本市の使用許可決定を受けずに利用者に許可書を交付し、施設使用料を徴収していた。
- ・ 施設使用料について、生涯学習振興財団名で請求書を作成し、請求していた。

施設等の使用に係る事務を適切に行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

(f) 公金収納に係る事務

領収調書の検印について、市会計規則等に基づき、公金収納受託者の個人印を押印する必要があるが、事前に歳入徴収者に届けることなく、他の職員等の印で押印していた。

公金収納受託者に係る事務を適切に行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 施設等の使用に係る事務

施設等の使用許可申請等の受付等に係る業務において、公印のない使用許可書を交付させていた。

施設等の使用許可について、適正な業務を行うよう改められたい。

(b) 貸与物品の契約

物品の貸与については、業務委託の契約書に基づき貸与しているが、次のような事例があった。

- ・ 本市から貸与していない物品を契約書に記載していた。
- ・ 委託業務で使用しない物品等、別途、貸与に係る契約等を締結すべき物品を契約書に記載していた。

貸与の必要性等を精査し、適正に契約を締結されたい。



(c) 寄贈図書を受納に係る事務

寄贈図書について、寄付受納に係る事務を生涯学習振興財団に行わせており、本市として寄付受納に係る決定等を行っていなかった。

寄贈図書を受納について、適正な事務を行われたい。

(d) 図書の管理

図書及び資料の貸出、返却に係る業務を生涯学習振興財団に委託しているが、次のような事例があった。

- ・ 紛失・毀損等に伴う図書の弁償、返却の長期遅延等に係る事務についての規定がなかった。
- ・ 業務委託契約は、本市が行うべき業務等の一部を委託するものであるが、業務受託者に対し業務内容が明確に示されていなかった。

規程等を整備し、適切に図書を管理されたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
生涯学習事業補助金	2,887	生涯学習の振興のため	生涯学習事業	教育振興基金運用収益額を上限として対象事業に要する経費のうち一部	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

生涯学習講座案内「まなびすと」及び文化誌「創造する市民」を発行した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,887	事業費	4,832
その他	1,945		
合 計	4,832	合 計	4,832

ウ 監査の結果

市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(監査事務局)